



# 宮 崎 県 公 報

平成30年10月15日 (月曜日) 第 3038 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (財産総合管理課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ” ) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2	

○公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁村振興課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 3	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …… ( “ ” ) 4	
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 5	
病院局公告	
○入札公告…………… 5	

## 告 示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 789号

#### 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱 (平成6年宮崎県告示第1058号の3) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査会の組織) 第15条 [略] 2 会長は、 <u>県土整備部次長 (総括)</u> をもって充てる。 3 審査員は、 <u>県土整備部次長 (都市計画・建築担当)</u> 、 <u>営繕課長</u> 、 <u>総務課長</u> 、 <u>施設保全対策監</u> 及び <u>営繕課課長補佐</u> をもって充てる。 。 (庶務) 第19条 審査会の庶務は、 <u>県土整備部営繕課</u> において処理する。	(審査会の組織) 第15条 [略] 2 会長は、 <u>総務部次長 (財務担当)</u> をもって充てる。 3 審査員は、 <u>財産総合管理課長</u> 、 <u>財産総合管理課防災拠点庁舎整備室長</u> 及び <u>財産総合管理課課長補佐</u> をもって充てる。  (庶務) 第19条 審査会の庶務は、 <u>総務部財産総合管理課</u> において処理する。 。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 宮崎県告示第 790号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570204307	リハビリデイサー	宮崎県都城市上水	合同会社ワンライ	宮崎県都城市上水	平成30年9月1日	通所介護

	ビス 暮らジャキッ	流町1182番地 8	フサポート	流町1182番地 8		
4570601403	訪問介護みみつ	宮崎県日向市美々津町3870番地	医療法人杏林会	宮崎県日向市美々津町3870番地	平成30年9月1日	訪問介護
4570204315	フォーラム介護支援センター	宮崎県都城市一萬城町41 アクティブハウスⅢ 102号	NPO法人れんげメディカルグループ	大阪府大阪市西区立売堀一丁目7番18号	平成30年9月10日	訪問介護
4570302689	株式会社サン・ルーム デイサービス千支の里	宮崎県延岡市北方町早中巳 909-1	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	平成30年9月19日	通所介護
4570204323	デイサービスほっとん	宮崎県都城市高木町4343番地 1	株式会社ヒューマントウン	宮崎県都城市高木町4343番地 1	平成30年9月24日	通所介護

宮崎県告示第 791号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201147	ウェルライフたか尾デイサービスセンター	宮崎県都城市南鷹尾町11街区4号	森山産業株式会社	宮崎県都城市南鷹尾町11街区40号	平成30年9月30日	通所介護
4570201568	社会福祉事業団指定訪問介護事業所 清風	宮崎県都城市南横市町4000番地	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	宮崎県都城市南横市町4000番地	平成30年9月30日	訪問介護
4571600156	清風園訪問介護事業所	宮崎県日南市北郷町郷之原乙3655番地5	社会福祉法人愛泉会	宮崎県日南市北郷町大藤甲3186番地1	平成30年9月30日	訪問介護
4572000240	社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会通所介護事業所	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 311	社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 300	平成30年9月30日	通所介護
4572200048	社会福祉法人高千穂町社会福祉協議会	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井 750-7	社会福祉法人高千穂町社会福祉協議会	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井 750-7	平成30年9月30日	訪問介護

宮崎県告示第 792号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下福良 338-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字下福良 338-4（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 793号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 竣功認可年月日  
平成30年10月3日
- 2 竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
宮崎県

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野 俊嗣

## 3 埋立区域

## (1) 位置

宮崎県延岡市島浦町6番13、8番28、53番6、875番、876番、877番地先公有水面

## (2) 区域

次の各点を順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
①の地点	島野浦漁港北沖防波堤灯台（北緯32度40分06秒32、東経 131度48分34秒83）から		
		58度19分19秒	223.54mの地点
②の地点	①の地点から	57度50分03秒	66.34mの地点
③の地点	②の地点から	86度39分45秒	80.27mの地点
④-1の地点	③の地点から	108度10分40秒	84.98mの地点
④の地点	④-1の地点から	106度30分51秒	9.05mの地点
⑤の地点	④の地点から	171度23分10秒	65.20mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	256度48分17秒	60.77mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	237度22分38秒	64.79mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	228度08分41秒	12.14mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	312度20分45秒	0.11mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	227度39分52秒	25.10mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	318度20分05秒	8.70mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	48度15分18秒	43.54mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	57度22分24秒	61.57mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	76度51分18秒	54.43mの地点
⑭-1の地点	⑭の地点から	351度01分11秒	1.97mの地点
⑭-2の地点	⑭-1の地点から	261度28分48秒	0.79mの地点
⑮の地点	⑭-2の地点から	351度01分07秒	49.89mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	317度22分43秒	4.57mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	288度12分00秒	82.15mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	266度40分51秒	77.69mの地点
⑱-1の地点	⑱の地点から	237度49分24秒	60.54mの地点
⑱-2の地点	⑱-1の地点から	327度40分00秒	0.80mの地点
⑱-3の地点	⑱-2の地点から	238度07分26秒	2.21mの地点
⑱-4の地点	⑱-3の地点から	147度35分02秒	0.80mの地点
⑲の地点	⑱-4の地点から	237度40分01秒	2.04mの地点

## (3) 面積

3,460.87㎡

## 4 埋立免許の年月日及び番号

平成15年5月2日

シレイ 268-36

5 関係図書を閲覧することができる市町名  
延岡市

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河野 俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー小林店

小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

平成30年9月6日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成30年10月15日から平成30年11月15日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河野 俊嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山之口 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	脇屋敷 久 信	小林市北西方6771番地1
理 事	木切倉 一 美	小林市北西方3144番地10
理 事	馬 場 則 夫	小林市北西方1864番地口
理 事	黒 木 義 雄	えびの市大字大河平4289番地
理 事	奥 晃	小林市北西方6929番地
理 事	早 田 勇	小林市北西方7123番地
理 事	橋 谷 重 光	小林市北西方2891番地イ

監 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
監 事	早 田 敏	小林市北西方6900番地13

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 之 口 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	大 丸 米 蔵	小林市水流迫 249番地23
理 事	北馬越 公	小林市堤2954番地13
理 事	川 畑 正 宏	小林市北西方1003番地12
理 事	山 之 口 祐 仁	小林市北西方1711番地
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	川 越 義 文	小林市北西方3401番地
理 事	脇屋敷 久 信	小林市北西方6771番地 1
監 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
監 事	早 田 敏	小林市北西方6900番地13

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683- 1
理 事	大 浦 竹 男	小林市野尻町東麓1473- 3
理 事	遠 矢 翼	小林市野尻町三ヶ野山4351- 28
理 事	上久保 修	小林市野尻町三ヶ野山22- 1
理 事	田 爪 浩 幸	小林市野尻町東麓2191- 4
理 事	相牟田 安 博	小林市野尻町三ヶ野山 303- 6
理 事	犬 童 文 男	小林市野尻町三ヶ野山3920- 3

理 事	河 野 邦 規	小林市野尻町東麓2505- 5
理 事	庭 山 邦 弘	小林市野尻町東麓1976
理 事	大 角 正 廣	小林市野尻町三ヶ野山 859- 124
監 事	上 原 敏 郎	小林市野尻町東麓1042- 8
監 事	濱 田 浩	小林市野尻町東麓1553- 3
監 事	脇 山 幸 廣	小林市野尻町三ヶ野山 822- 2

（任期：平成34年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 手 敦 巳	小林市野尻町三ヶ野山1209- 1
理 事	大 畑 雅 宏	小林市野尻町東麓2421
理 事	上久保 修	小林市野尻町三ヶ野山22- 1
理 事	坂 尾 重 明	小林市野尻町東麓5039
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683- 1
理 事	田 爪 浩 幸	小林市野尻町東麓2191- 4
理 事	大 浦 竹 男	小林市野尻町東麓1473- 3
理 事	相牟田 安 博	小林市野尻町三ヶ野山 303- 6
理 事	犬 童 文 男	小林市野尻町三ヶ野山3920- 3
理 事	遠 矢 翼	小林市野尻町三ヶ野山4351- 28
監 事	芝 原 輝 次	小林市野尻町三ヶ野山 841
監 事	川 良 雪 男	小林市野尻町三ヶ野山 743- 27
監 事	上 原 敏 郎	小林市野尻町東麓1042- 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）から平成30年 8 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）から平成30年 9 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

平成30年8月2日から9月7日まで開催した家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成30年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 9

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年10月15日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 生化学自動分析装置 一式 (設置に必要な工事を含む。)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月25日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
  - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
  - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) に基づく資格停止 (以下「資格停止」という。) を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
  - カ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成30年10月24日までに県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

- (2) 期間 平成30年10月15日から平成30年10月30日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

#### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 平成30年10月15日から平成30年10月30日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

#### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 平成30年10月30日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

#### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院2階中会議室
- (2) 日時 平成30年10月31日午前10時

#### 7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

#### 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

#### 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

#### 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Automatic biochemical analyzer 1 set
- (2) Time Limit for Tender: 5: 00 p.m. 30 October, 2018
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

--	--